２０２５年４月１５日

報道関係者各位

日本証券業協会

パブリックコメントの募集について

本日付けで、下記の事項について別紙のとおりパブリックコメントを募集することといたしましたので、お知らせいたします。

記

○パブリックコメントの募集について

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則の一部改正案について」

募集期間：　2025年４月15日（火）から2025年５月14日（水）17:00まで

所　　管：　自主規制企画分科会

内　　容：　本協会では、協会員の顧客が行うインサイダー取引を未然に防止する観点から「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」において、協会員に対して内部者登録カードの整備を義務付けるとともに、J-IRISS（上場会社の役員等の照合システム）を運営し、協会員の内部者登録カードの更新に資する情報を提供している。

J-IRISS の現行システムの契約期間が令和８年５月をもって満了することを機に、「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング」の下部に設置した「J-IRISS システム検討に関するサブワーキング」において、より効率的・実効的な情報提供の手段について検討を行ってきたところである。

今般、同ワーキング及び同サブワーキングにおいて、新たな情報提供の手段として、本協会から定期的に上場会社の役員等の情報を協会員に提供する方法を採用することとされたことを踏まえ、その情報提供の手段の実施に関する整備のため、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正を行うこととする。

パブリックコメントの募集方法

郵便又は協会ホームページ内専用フォームにより募集

郵便の場合：〒103-0027　東京都中央区日本橋２－11－２

日本証券業協会 自主規制企画部　宛

専用フォームの場合：　https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=21

○本件に関するお問い合わせ先：

日本証券業協会　自主規制企画部（TEL 03-6665-6769）

以　　上

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について（案）

令 和 7 年 4 月 15 日
日 本 証 券 業 協 会

Ⅰ．改正の趣旨

本協会では、協会員の顧客が行うインサイダー取引を未然に防止する観点から「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」において、協会員に対して内部者登録カードの整備を義務付けるとともに、J-IRISS（上場会社の役員等の照合システム）を運営し、協会員の内部者登録カードの更新に資する情報を提供している。

J-IRISS の現行システムの契約期間が令和８年５月をもって満了することを機に、「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング」の下部に設置した「J-IRISS システム検討に関するサブワーキング」において、より効率的・実効的な情報提供の手段について検討を行ってきたところである。

今般、同ワーキング及び同サブワーキングにおいて、新たな情報提供の手段として、本協会から定期的に上場会社の役員等の情報を協会員に提供する方法を採用することとされたことを踏まえ、その情報提供の手段の実施に関する整備のため、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正を行うこととする。

Ⅱ．改正の骨子

(1)　協会員は、顧客（法人を除く。以下同じ。）に上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行い得る顧客が存する場合には、本協会に対して役員等情報データベースの提供の申請を行わなければならないこととし、本協会は、申請を行った協会員に対し、毎年４回役員等情報データベースを提供することとする。

（第 15 条の２第１項、第２項）

(2)　協会員は、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行い得る顧客について、顧客カードに記載された顧客の氏名及び生年月日を、年１回以上、本協会から提供を受けた役員等情報データベースと照合しなければならないこととする。

（第 15 条の２第３項）

(3)　協会員が、役員等情報データベースに記録された情報に比して、情報の量及び信頼性が同程度である情報が記録された代替データベースを保有している場合は、役員等情報データベースに代えて、当該代替データベースと照合できることとする。この場合において、協会

員は、当該代替データベースが本協会から提供を受けた役員等情報データベースと同程度の情報の量及び信頼性を有するものであると判断した理由を記録し、保存することとする。

（第 15 条の２第４項）

(4)　その他所要の整備を行う。

Ⅲ．施行の時期

この改正は、令和８年５月 25 日から施行する。

パブリックコメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：令和７年４月 15 日(火)から同年５月 14 日(水)17:00 まで(必着)

② 提出方法：郵便又は専用フォームにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0027　東京都中央区日本橋２－11－２

日本証券業協会 自主規制企画部　宛

専用フォームの場合： https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=21

(2) 意見の記入要領

件名を「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則の一部改正に関する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

① 氏名

② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

③ 会社名（法人又は団体として御意見を提出される場合、その名称を御記入ください。）

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

○　本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会　自主規制企画部（TEL 03-6665-6769）

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について（案）

令和７年４月 15 日

（下線部分変更）

改　正　案	現　　行
（役員等情報データベースへの照合等） **第 15 条の２**　協会員は、当該協会員の顧客（法人を除く。以下この条において同じ。）に金商法第 166 条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行い得る顧客が存する場合、本協会に対し、役員等情報データベース（次項の規定に基づき本協会が協会員に対し提供する上場会社等の役員等の情報が記録されたデータベースをいう。以下同じ。）の提供の申請を行わなければならない。	（J-IRISS への照合等） **第 15 条の２**　協会員は、金商法第 166 条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行う顧客（法人を除く。以下この条において同じ。）について顧客カードに記載されている顧客の氏名、生年月日及び住所について、年１回以上、J-IRISS（本協会の照合システムをいう。）に照合しなければならない。
２　本協会は、前項の規定により申請を行った協会員に対し、毎年４回、役員等情報データベースを提供するものとする。	（新　　設）
３　前項の規定により本協会から役員等情報データベースの提供を受けた協会員は、第１項の売買等を行い得る顧客について、顧客カードに記載されている当該顧客の氏名及び生年月日を、年１回以上、当該役員等情報データベースと照合しなければならない。	（新　　設）
４　前項の規定にかかわらず、協会員が、役員等情報データベースに記録された情報に比して情報の量及び信頼性が同程度である情報が記録されたデータベース（以下「代替データベース」という。）を保有している場合は、当該協会員は、役員等情報データベースに代えて、代替データベースと照合することができる。この場合において、協会員は、代替データベースに記録された情報の量及び信頼性が同程度であると判断した理由を記録し、保存するものとする。	（新　　設）
５　協会員は、第３項又は前項に規定する照合の結果を踏まえ、顧客が上場会社等の役員等に該当するか否かにつき確認し、遅滞なく、前条に規定する内部者登録カードを整備しなければならない。	２　協会員は、前項に規定する照合の結果を踏まえ、上場会社等の役員等に該当するか否かにつき確認し、遅滞なく、前条に規定する内部者登録カードを整備しなければならない。
６　協会員は、第２項の規定により本協会から提供を受けた役員等情報データベースを前条に規定する内部者登録カードの	３　協会員は、第１項に規定する照合の結果、J-IRISS から情報の提供を受けた場合には、前条に規定する内部者登録カード

改　正　案	現　　行
整備等以外の目的で使用してはならない。 **付　　則** **1**　この改正は、令和８年５月 25 日から施行する。 **2**　この改正後の第 15 条の２第１項の規定による申請を行おうとする協会員は、この改正の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、本協会が別に定めるところにより、その申請を行うことができる。この場合において、当該申請は、施行日において当該規定により行われたものとみなす。	の整備等以外の目的で当該情報を使用してはならない。

日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association
JSDA

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正案に関するパブリックコメントの募集について

2025年4月15日
日本証券業協会

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

1. J-IRISSの概要

- J-IRISSとは、インサイダー取引の防止、市場の信頼性維持・向上のため、証券会社が内部者を把握することを目的とした、上場会社の役員の情報を登録するデータベース（2009年５月より稼働）
- 上場会社が自社の役員の情報を入力し、協会員は年に１回以上、J-IRISSと自社の顧客情報を照合し、その結果を踏まえて自社の内部者登録カードを更新することを「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」で定めている
- 金融庁「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」においても、証券会社に対してJ-IRISSへの照合が求められているほか、各取引所の有価証券上場規程等において、上場会社はJ-IRISSへの情報の登録を行うよう努めるものとされている

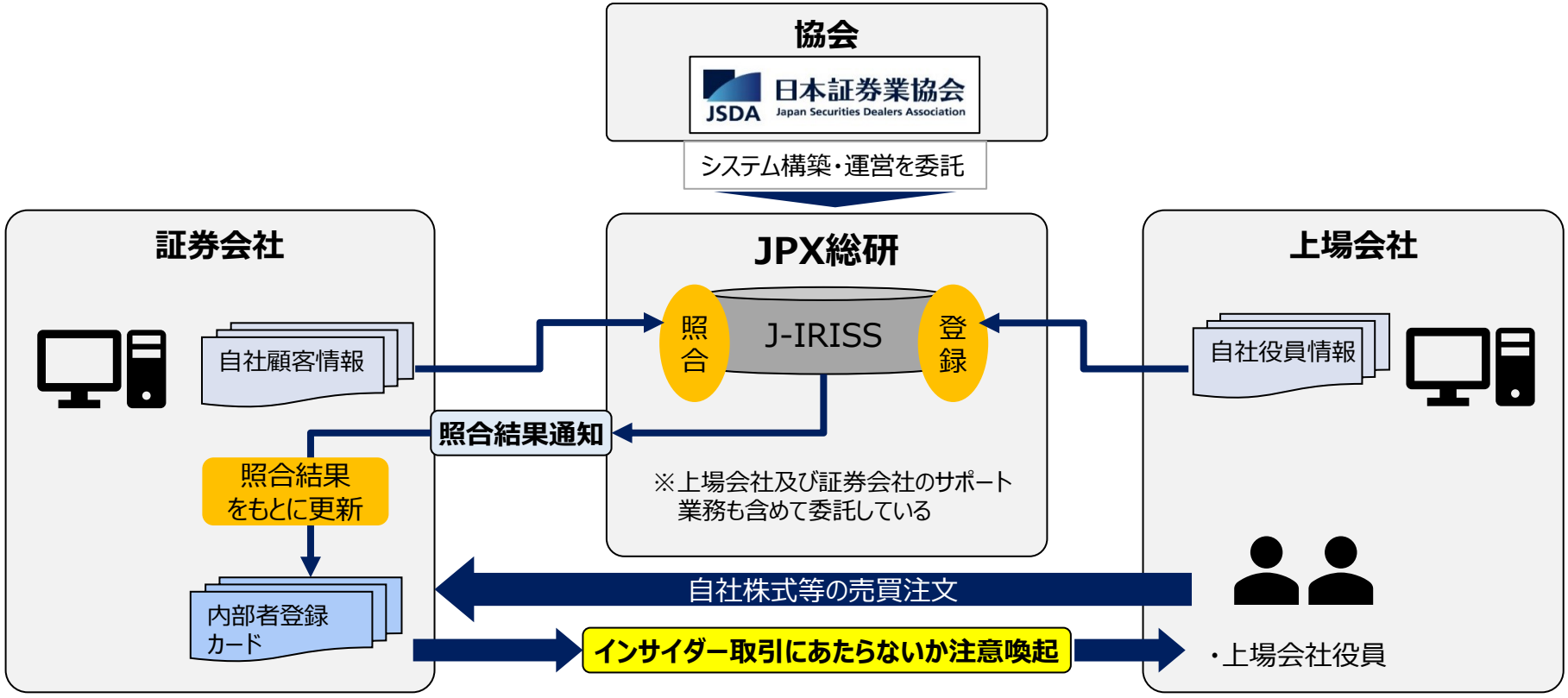

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

2. 検討の背景・経緯

検討の背景・経緯

■J-IRISSは、上場会社自らが自社の役員情報を登録する役員情報データベースであり、上場会社の協力のもと運営している。現在、上場会社の約87%がJ-IRISSへ登録している。

■稼働開始から十余年が経過するなか、現行J-IRISSシステムの契約期限（2026年5月）を見据え、本協会において専門の会議体（※）を設置し、内部者の把握に資するより効率的・実効的な情報提供の手段について、情勢の変化等を踏まえ検討を行った。
※「J-IRISSシステム検討に関するサブワーキング」

■検討の結果、全上場会社を網羅した市販データベースが利用可能であることが確認できたことから、当該データベースを利用して、協会員が自社の顧客情報と照合することが効率的・実効的な方法であるとの方向性が示され、今般、この方向性に沿った規則改正案を取りまとめた。（次頁参照）

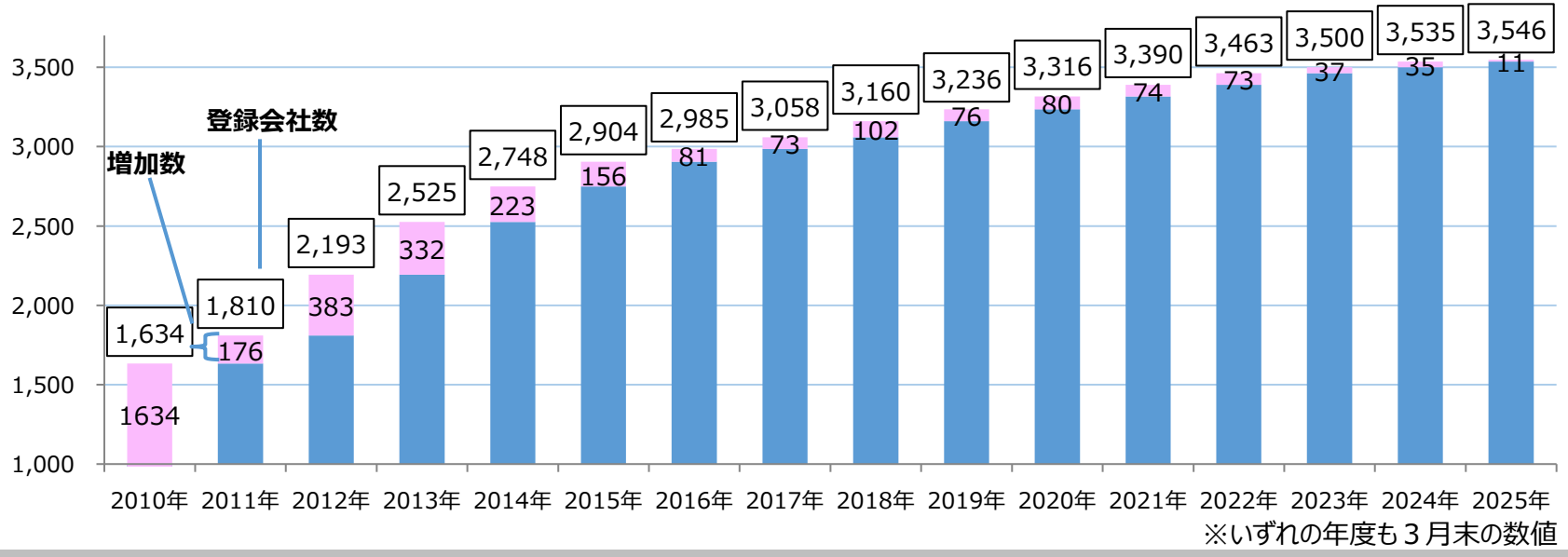

※いずれの年度も３月末の数値

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

3. 改正規則の概要

改正規則の概要

■ 2023年10月の自主規制会議で了承を得た方向性に基づき実務対応について引き続き検討を実施
その検討結果を踏まえた規則改正の概要は以下のとおり

① 協会員は、照合に当たって、本協会に対して役員情報データベースの提供の申請を行うこととする

② 本協会は、①の申請を行った協会員に対して、毎年4回（※1）、役員情報データベースを提供する

（※1）協会員ができるだけ直近に更新された情報で照合を行えるよう、ベンダーから本協会に対して提供可能な回数である毎年4回（四半期に1回）とする想定

③ 本協会から役員情報データベースの提供を受けた協会員は、顧客カードに記載されている顧客の氏名及び生年月日を、年1回以上、当該役員情報データベースと照合しなければならないこととする

④ ただし、協会員が、役員情報データベースに記録された情報に比して情報の量及び信頼性が同程度（※2）である情報が記録されたデータベース（代替データベース）を保有している場合は、当該協会員は、役員情報データベースに代えて、代替データベースと照合することができることとし、同程度であると判断した理由を記録・保存することとする

（※2）「同程度」か否かについては、個別事例毎に実態に即して実質的に判断されるべきであると考えられることから、その基準等を一律に示すことは困難であるが、一般に、照合に用いるデータの収録数やその鮮度、信憑性等の観点から、本協会が提供する役員等情報データベースと「同程度」と認められるか否かを判断することが考えられる

⑤ 協会員は、役員情報データベース又は代替データベースとの照合の結果を踏まえ、顧客が上場会社等の役員に該当するか否かにつき確認し、遅滞なく、内部者登録カードを整備しなければならないこととする

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

４．投資勧誘規則の改正（案）

改 正 案	現 行
（役員等情報データベースへの照合等）	（J-IRISSへの照合等）
第15条の２　協会員は、当該協会員の顧客（法人を除く。以下この条において同じ。）に金商法第166条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行い得る顧客が存する場合、本協会に対し、役員等情報データベース（次項の規定に基づき本協会が協会員に対し提供する上場会社等の役員等の情報が記録されたデータベースをいう。以下同じ。）の提供の申請を行わなければならない。	第15条の２　協会員は、金商法第166条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行う顧客（法人を除く。以下この条において同じ。）について顧客カードに記載されている顧客の氏名、生年月日及び住所について、年１回以上、J-IRISS（本協会の照合システムをいう。）に照合しなければならない。
２　本協会は、前項の規定により申請を行った協会員に対し、毎年４回、役員等情報データベースを提供するものとする。	（新　　設）
３　前項の規定により本協会から役員等情報データベースの提供を受けた協会員は、第１項の売買等を行い得る顧客について、顧客カードに記載されている当該顧客の氏名及び生年月日を、年１回以上、当該役員等情報データベースと照合しなければならない。	（新　　設）

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

４．投資勧誘規則の改正（案）

改 正 案	現 行
４　前項の規定にかかわらず、協会員が、役員等情報データベースに記録された情報に比して情報の量及び信頼性が同程度である情報が記録されたデータベース（以下「代替データベース」という。）を保有している場合は、当該協会員は、役員等情報データベースに代えて、代替データベースと照合することができる。この場合において、協会員は、代替データベースに記録された情報の量及び信頼性が同程度であると判断した理由を記録し、保存するものとする。	（新　　設）
５　協会員は、第３項又は前項に規定する照合の結果を踏まえ、顧客が上場会社等の役員等に該当するか否かにつき確認し、遅滞なく、前条に規定する内部者登録カードを整備しなければならない。	２　協会員は、前項に規定する照合の結果を踏まえ、上場会社等の役員等に該当するか否かにつき確認し、遅滞なく、前条に規定する内部者登録カードを整備しなければならない。
６　協会員は、第２項の規定により本協会から提供を受けた役員等情報データベースを前条に規定する内部者登録カードの整備等以外の目的で使用してはならない。	３　協会員は、第１項に規定する照合の結果、J-IRISSから情報の提供を受けた場合には、前条に規定する内部者登録カードの整備等以外の目的で当該情報を使用してはならない。
付　則 １　この改正は、令和８年５月25日より施行する。 ２　この改正後の第15条の２第１項の規定による申請を行おうとする協会員は、この改正の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、本協会が別に定めるところにより、その申請を行うことができる。この場合において、当該申請は、施行日において当該規定により行われたものとみなす。	

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

5．今後のスケジュール（予定）

時期	スケジュール
2025年	
4月15日	■ 自主規制会議において、規則改正（案）に係るパブリックコメントの募集開始について審議 ■ 同日、規則改正（案）に係るパブリックコメントの募集開始（～5月14日）
6月12日	■ 自主規制企画分科会において、規則改正について審議
17日	■ 自主規制会議において、規則改正について審議（※） ■ 同日、改正規則を公表
2026年	
5月25日	■ 改正規則の施行

（注）上記は現時点における予定であって、今後の検討状況等により変更となる可能性がある

（※）パブリックコメントにおいて、規則改正案の内容に変更を要する意見がなかった場合等は、各分科会及び自主規制会議において改めての審議は行わず、各委員長及び議長の一任により規則改正を行う。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

（参考）照合実務に係る新旧スキームのフロー

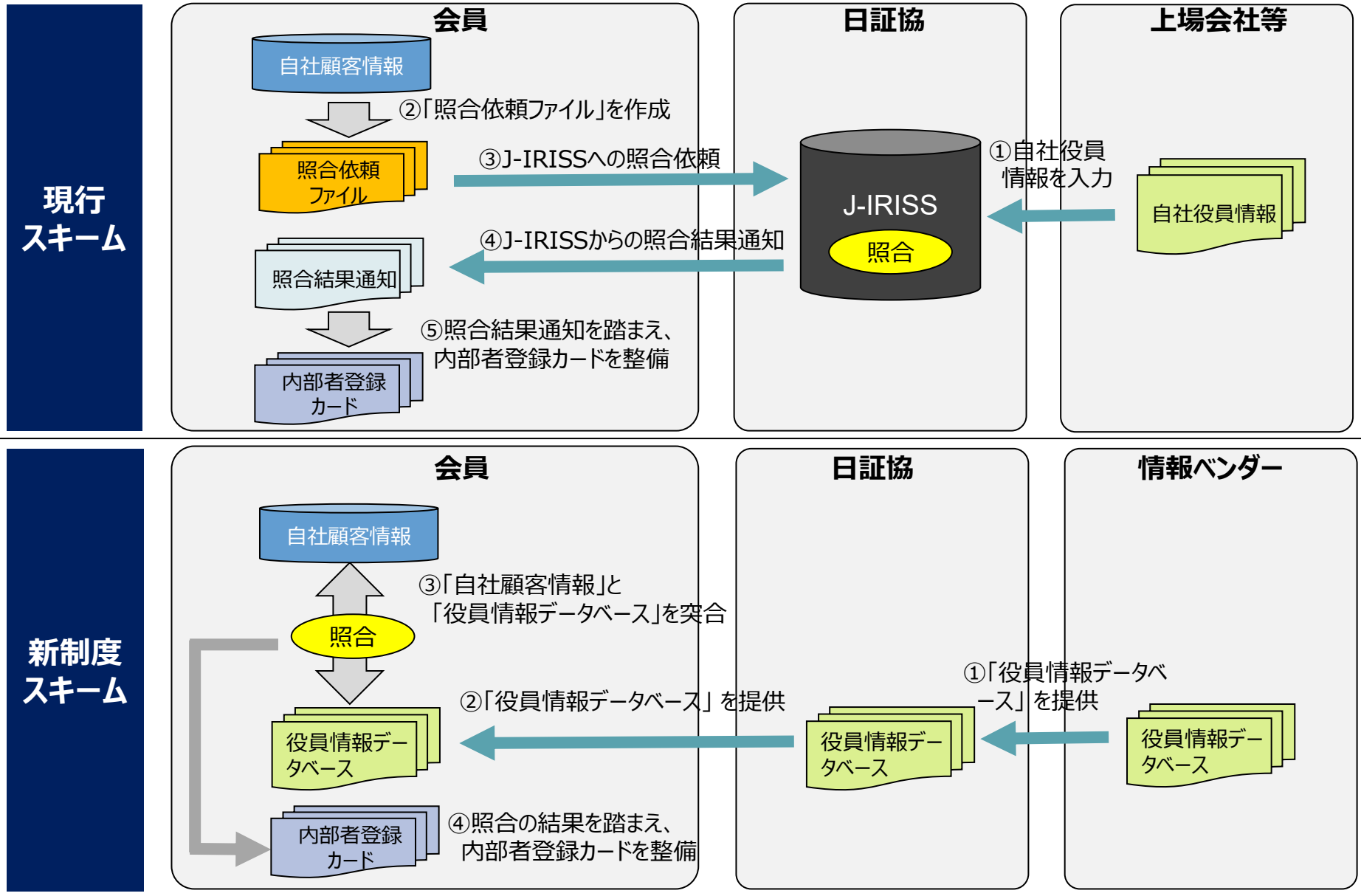

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

（参考）関連法令諸規則（抜粋）

■ **日本証券業協会　協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則**

（内部者登録カードの整備等）

第15条　協会員は、金商法第166条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を初めて行う顧客から、次の各号に掲げる者（以下「上場会社等の役員等」という。）に該当するか否かにつき届出を求めるとともに、当該届出に基づき、上場会社等の役員等に該当する者については、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等が行われるまでに内部者登録カードを備え付けなければならない。

１～10　（略）

２～７　（略）

（J-IRISSへの照合等）

第15条の２　協会員は、金商法第166条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行う顧客（法人を除く。以下この条において同じ。）について顧客カードに記載されている顧客の氏名、生年月日及び住所について、年１回以上、J-IRISS（本協会の照合システムをいう。）に照合しなければならない。

２　協会員は、前項に規定する照合の結果を踏まえ、上場会社等の役員等に該当するか否かにつき確認し、遅滞なく、前条に規定する内部者登録カードを整備しなければならない。

３　協会員は、第1項に規定する照合の結果、J-IRISSから情報の提供を受けた場合には、前条に規定する内部者登録カードの整備等以外の目的で当該情報を使用してはならない。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

（参考）関連法令諸規則（抜粋）

■ 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

Ⅳ－３－２－３ 投資者に対するチェック機能の発揮

（１）顧客の不公正取引防止のための売買管理体制に係る留意事項

① 顧客の売買動向の的確な把握及び管理の徹底

ハ．内部者登録の正確性を確保する観点から、（略）定期的に顧客の氏名、生年月日及び住所について、Ｊ－ＩＲＩＳＳに照合した上で、必要に応じて、上場会社等の役員等に関する他の情報等と照合するなど、内部者登録カードの整備に努めているか。

■ 東京証券取引所　有価証券上場規程

（内部者取引等の未然防止に向けた体制整備）

第449条　上場会社は、その役員、代理人、使用人その他の従業者による内部者取引等の未然防止に向けて必要な体制の整備を行うよう努めるものとする。

２　上場内国会社は、前項に規定する体制の整備の一環として、Ｊ－ＩＲＩＳＳ（日本証券業協会が運営する内部者登録・照合システムをいう。）への情報の登録を行うよう努めるものとする。

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

（参考）関連法令諸規則（抜粋）

■ 金融商品取引法

（上場会社等の役員等による特定有価証券等の売買等の報告の提出）

第百六十三条　第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券で金融商品取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券又は取扱有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券の発行者の役員及び主要株主は、自己の計算において当該上場会社等の第二条第一項第五号、第七号、第九号若しくは第十一号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券又は当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する同項第十九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券に係る買付け等又は売付け等をした場合には、内閣府令で定めるところにより、その売買その他の取引に関する報告書を売買等があつた日の属する月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、買付け等又は売付け等の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合は、この限りでない。

２　前項に規定する役員又は主要株主が、当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等を金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者に委託等をして行つた場合においては、同項に規定する報告書は、当該金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者を経由して提出するものとする。当該買付け等又は売付け等の相手方が金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者であるときも、同様とする。

■ 金融商品取引業等に関する内閣府令

（禁止行為）

第百十七条　法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

十三　顧客の有価証券の売買その他の取引等が法第百六十六条第一項若しくは第三項又は法第百六十七条第一項若しくは第三項の規定に違反すること又は違反するおそれのあることを知りながら、当該有価証券の売買その他の取引等の受託等をする行為

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第百二十三条　法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

五　その取り扱う法人関係情報に関する管理又は顧客の有価証券の売買その他の取引等に関する管理について法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.